

川本幸立の まちづくり通信



第7号 07年7月2日発行

編集・発行 市民ネットワークみどり

千葉市緑区おゆみ野3-40-8-101 TEL&FAX 043-293-8011 043-294-8607 (川本)

6月議会一般質問

土気高校グラウンド削減問題を取り上げる

～土地区画整理事業のツケを子どもたちにまわすことは許されない

県常任委員会は、請願を「継続審査」とし、削減の再検討を促す



質問主旨

土地区画整理事業の不振でグラウンドの1/3(約8200㎡)が削られる危機に直面している県立土気高校。グラウンド削減に反対する2万人を超える署名が県知事あて提出され、県議会に請願もだされました。1/3も削減されれば当然、部活も体育の授業も大幅に制限されてしまいます。6月20日、川本幸立は、県議初質問となる一般質問でこの問題を取り上げ、県、県教育委員会が平成9年に事業のリスクを承知で区画整理事業に加わった以上、そのツケを子ども達に押し付けることは許されないとして、県の教育行政に対する姿勢とともに批判しました。また、6月26日には県議会文教常任委員会が請願を「継続審査」とし、タイムリミットとされる今年9～10月ごろまで削減を再検討するよう促しました。

質疑

川本：再減歩が実施されることは、土気高校の現場に教育上あってはならないことがまかりとおることになることを認識しているのか？

教育長：教育活動への影響が最小限になるよう、再減歩の位置などについて区画整理組合と協議を進めている。部活動実施スケジュールを工夫するなど、大きな支障が生じないよう努めていく。

川本：教育環境の大きな変更であるにも関わらず、教育委員会会議で議題とされていない。教育委員会会議で検討すべき。

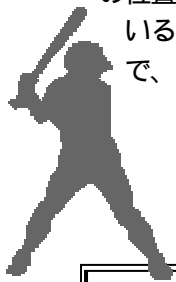
教育長：土地区画整理法に基づき、適切に手続きを進めてきた。請願もあり、今後の対応については、教育委員会会議に報告していく。

川本：区画整理事業は土地の「資産価値」を求めるもので、学校は「利用価値」で判断されるものであり、異なる価値が求められる。したがって、区画整理法での適法性が、教育委員会会議の議題としなかった理由にはならない。教育委員会会議で議論し検討することを求める。

川本：当事者であり現場を熟知する学校職員・生徒・保護者と教育委員会との間で率直な話し合いが行われた形跡がない。県の教育理念に照らしても、職員・生徒・保護者など当事者との率直な対話により合意を図ることと、そして教育環境の維持を前提とすべきと考える。

教育長：学校長を通じて、PTAを始めとした学校関係者に理解を得るよう努めてきた。今後とも、土気高校で学ぶ子どもたちが豊かな高校生活を送ることができる教育環境づくりに努めたい。

川本：グラウンドの削減は本来あってはならないことだ。子どもたちにツケを押し付けまい、現場の声に直接耳を傾け率直な対話をすることを求める。



=====@ 関連のHPとブログ @=====

一般質問(県ネットサイト PDF)

http://www.ken-net.gr.jp/pdf_gikai/32.pdf

録画(千葉県議会サイト)

<http://www.pref.chiba.jp/gikai/chukei/rokuga/index.html>

HP(県議会以外の活動も)

<http://www.k5.dion.ne.jp/~kawamoto/>

ブログ(日記形式)

<http://shiminnetwork.jp/kawamoto/>

一般質問項目

他にもこんなこと質問しました

1. 教育問題について
 - (1) 土気高校グラウンド削減について - 表面で報告
 - (2) 県立博物館と行財政改革について
2. ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉の経営改善について
3. 羽田再拡張事業に伴う山砂運搬について
4. 酒々井インターチェンジ計画と酒々井南部土地区画整理事業について
5. 西八千代北部特定土地区画整理事業について

初めての県議会 あんなこと?こんなこと?!

県議会3つのビックリ!

1 つ目は非公開で議事録も作成されない「会派代表者会議」で議会運営の基本的なことが決まっていることです。まだこうした密室会議が残っていたとは驚きです。

2 つ目は議会運営委員会での「数の力」による強行採決と一部の自民党議員の聞くに堪えない発言です。本来、議会運営のあり方は率直な話し合いを基本に、原則として全会派一致方式とすべきです。

3 つ目は当然のことですが議員の情報収集や調査研究のサポート体制が充実していることです。議会事務局政務調査課や議会図書室があり、関係課も迅速に対応します。こうしたサポート体制がありながら、議会質問を行政職員につくらせている議員がいるとは呆れた話です。

県議会の質問のつくり方

今回、30分間の一般質問で取り上げたのは6項目です。質問がおわってみれば、厚さ25ミリのA4のファイルが8冊手元に残りました。必要な情報は、現地に足を運び関係者からヒアリングし、議会図書室や議会事務局政務調査課に収集・調査を指示し、あるいは関係課との「勉強会」を通じて入手します。

関係課は情報の出し惜しみをするので、「勉強会」で探りを入れ、そうとわかると直ちに情報提供を求めます。

「勉強会」は何度でも開催できますが、相手の主張の「真贋(しんがん)」を見分ける力も求められます。本会議での質疑は「会議規則」で3回までと決められており、「勉強会」での関係課の反応から2回目の質問をとりあえず準備します。3回目は意見や要望が中心となります。

県議会

たなばた 報告会

7月7日(土) 10時~12時
あすみが丘プラザ 3F集会室

川本幸立(市民ネットワーク・みどり)
大野博美(さくら・市民ネットワーク)
2人の県議会報告、委員会の様子や議会裏話も・・・傍聴の感想などもお聞かせください。

*どなたでも参加出来ます。

申し書提出

費用弁償は交通費実費支給に! 議員特権の見直しに一步踏み出す!

4月の統一地方選挙で争点となり厳しい批判の対象となったのが様々な「議員特権」。これらを廃止し、密室議会を改革するため、私たちは11項目の申し入れを県議会議長あてに行いました。議会ではようやく議会の改革を検討する場が設置され、会期中議会棟にあれば支払われていた費用弁償(約1万2千~1万4千円/日)を交通費実費支給に改める条例改正案が最終日に可決されました。9月議会では政務調査費(40万円/月・人)の用途の全面公開や委員会議事録の全発言の記録などについて検討される予定です。

これから4年間、議会が終わるたびに県議会報告をお配りします。ご質問などありましたら、みどりネットにご連絡ください。043-293-8011